

旧宮崎市郡医師会諸施設等解体工事仕様書

1. 一般事項

- (1) 発注者は公益社団法人 宮崎市郡医師会とする。
- (2) 受注者は旧宮崎市郡医師会諸施設等解体工事の落札者とする。
- (3) 建物・工作物の撤去に当たっては、関連する法令を遵守し、特に作業現場の施行・管理等は適切に行うものとする。
- (4) 撤去する建物は、解体工事の範囲に掲げる建物・工作物及び発注者が指示する建物とする。
- (5) 仕様書及び業務上において不明な点が生じた場合は、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。
- (6) 建物・工作物の撤去に当たっては、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。
- (7) 建設リサイクル法の対象工事とする。

2. 特記事項

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房長官宮繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成 31 年版)」によるものとする。

3. 資機材置き場等

業務用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、宮崎市郡医師会諸施設の敷地内とする。ただし、受注者が自己の責任と費用をもって敷地外の土地を利用する場合はこの限りではない。

4. 解体工事の範囲

建 物	延床面積	住 所
事務局	400 m ²	宮崎市大坪西一丁目 2 番 3 号
臨床検査センター	1,419 m ²	
成人病検診センター	1,579 m ²	

建 物	延床面積	住 所
看護専門学校（体育館含む）	2,585 m ²	
旧健康相談センター	356 m ²	

5. 撤去作業

- (1) 分別撤去等に当たっては、建設リサイクル法第 9 条第 2 項に定めるところにより、施行方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（国土交通省・環境省令第 1 号）」（以下、「主務省令」という。）第 2 条に規定する基準に従い、実施しなければならない。
- (2) 上記 4. 解体工事の範囲に記載する建物は、地上部、地下部とも撤去する。解体工事に伴い現場見学及び設計図書から予期できない地中埋設物等が確認された場合、速やかに事務局に報告するとともに、地中埋設物等の撤去にかかる費用について協議するものとする。
- (3) 撤去作業に当たり、火薬等による爆破は行わないものとする。
- (4) 撤去により生じた施工地は、平坦に埋戻し、砂利舗装とする。
- (5) 建物、工作物の撤去にあたり次の措置を講ずるものとする。
 - ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずるものとする。
 - ② 騒音、振動の防止対策には善良な管理者をもって対処するものとする。
 - ③ 粉塵の作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講ずるものとする。
- (6) 建物内の医療機器、什器・備品等の処分については、事務局が準備する廃棄物品リストを参照して見積り金額に含めること。廃棄物品リストは入札参加申込書を提出した事業所にのみ個別に送付するものとする。新施設への移転作業を進める中で廃棄物品リストの変更が予想されるため、特殊な廃棄処理が必要な物品等以外の増減については臨機応変に対応すること。また、廃棄物の処分については【別表】を参照すること。なお、別表には廃棄物品リストに記載のない物品等があるため、その物品等については現地確認時に物量と配置場所を確認すること。
- (7) 旧看護専門学校体育館及び旧成人病検診センターは、近隣に病院や民家があるため、解体工事の前に騒音・振動等について説明し理解を求めること。
- (8) 解体工事中は防犯・防火等の安全対策を講ずるものとする。
- (9) 解体工事中、石綿（アスベスト）及びポリ塩化ビフェニル（PCB）、鉛等を含む建材、塗材、設備機器等の有害物質、及び地中埋設物等が発見され、特別な対処が必要となる場合、発注者及び受注者は協議のうえ、必要により委託費の見直しを行うものとする。

(10) その他、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた時は、発注者及び受注者は解決に向けて協力するものとする。

6. 産業廃棄物（撤去発生材）の処理

- (1) 産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、業務実施計画書に記載する。
- (2) 受注者の責任において産業廃棄物の運搬及び処分の委託先を決定する。
- (3) 建設廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法の規定により、委託先ごとに個別に書面で行う。
- (4) 産業廃棄物の運搬の委託は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。
- (5) 産業廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。
- (6) 産業廃棄物の処理の委託にあたっては、マニフェストを交付し、中間処理又は最終処分が終了したことを確認する。マニフェストは中間処理又は最終処分の終了後、速やかに、かつ検査前までに発注者に写しを提出すること。

7. 業務検査

- (1) 受注者は契約書に規定する業務を完了後、速やかに発注者に完了した旨を書面にて届けることとする。
- (2) 通知又は請求書に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 発注者の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。
- (4) 発注者は受注者から業務完了の届けを受理した後、次に掲げる事項について完了検査を行うものとする。ただし、当該しない項目は省略できものとし、必要により検査項目を追加できるものとする。
 - 養生、粉塵の飛散防止対策、運搬車両の表示等の確認【写真】
 - 地下埋設物の処理状況確認【写真】
 - 廃棄物処理契約書の確認
 - 産業廃棄物管理票（マニフェスト）確認
 - 材質毎の分別・処分、金属くず（有価物）の処理の確認【写真】
 - 産廃処理計画書
 - 特定粉じん排出等作業実施届出書
 - 建設工事計画届
- (5) 発注者は完了検査の結果を書面にて受注者に通知するものとする。

8. 各種の手続き等

電気、ガス、電話、上下水道の施設の撤去にあたっては、事前に関係機関に必要な手続き及び実施上の措置等について確認を行い、実施するものとする。本業務の施工にあたり、上記 4 に記載する建物及び発注者が指示する以外の建物を撤去した場合は、発注者の指示に従い原状回復し、又は損害賠償をしなければならない。本業務完了後は、上記により敷地内に設置した仮設物を撤去し、敷地内全体の清掃を行うこと。

その他、本業務の施工にあたり疑義があるときは、発注者の指示を求めること。

9. 事務局

〒880-0834

宮崎市新別府町船戸 738 番地 1

宮崎市郡医師会病院 建設推進課

電話：0985-24-9119

E-mail：kikaku001@cure.or.jp

【別表】

No	項目	備考
1	一般什器	<p>【処理方法】</p> 廃棄処理 買取（商品として） 買取（スクラップとして） <p>【発行証明書】</p> マニフェスト（廃棄処理の場合） 買取証明書（商品としての買取の場合）
2	一般機器	パソコン、家電リサイクル法対象機器以外の物 <p>【処理方法】</p> 買取（商品として） 買取（スクラップとして） 廃棄処理 <p>【発行証明書】</p> 買取証明書（商品としての買取の場合） マニフェスト
3	医療機器、研究機器	<p>【処理方法】</p> 買取（商品として） 買取（スクラップとして） 廃棄処理 <p>【発行証明書】</p> 買取証明書（商品としての買取の場合） マニフェスト
4	一般廃棄物	<p>【処理方法】</p> 廃棄処理 <p>【発行証明書】</p> マニフェスト
5	スライドガラス	ガラス製品（検体の付着したもの） <p>【処理方法】</p> 廃棄処理 <p>【発行証明書】</p> マニフェスト
6	フィルム （レントゲン写真）	<p>【処理方法】</p> 買取（有価物（銀）として） <p>【発行証明書】</p> なし

No	項目	備考
7	スライドフィルム	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト、破砕処理証明書
8	カルテ	【処理方法】 溶解処理 【発行証明書】 溶解処理証明書
9	機密書類	【処理方法】 溶解処理 【発行証明書】 溶解処理証明書
10	蛍光灯	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト
11	廃油	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト
12	スプレー缶	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト
13	布製品 (カーテン、絨毯等)	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト
14	電子媒体	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト、破砕処理証明書
15	パソコン	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト、破砕処理証明書

No	項目	備考
16	家電リサイクル法対象物	【処理方法】 家電リサイクル法に則った処理 【発行証明書】 家電リサイクル券
17	植物	【処理方法】 廃棄処理 【発行証明書】 マニフェスト
18	紙類 (本、雑誌、ダンボール等)	【処理方法】 溶解処理 【発行証明書】 溶解処理証明書